

(様式 4)

記者発表資料

件 名:	グループタクシー利用促進事業における年齢・距離要件の緩和について
担当課:	都市整備部 交通政策課 交通政策担当 (電話:083-934-2729)

本市では、公共交通の利用が不便な地域にお住まいの 65 歳以上の方を対象に、自宅から最寄りのバス停や駅までの距離に応じてタクシー利用券を交付する、グループタクシー利用促進事業に取り組んでいます。

このたび、高齢者の公共交通へのアクセス等、日常生活における移動の利便性向上と社会参加の拡大を図るため、これまで 75 歳以上の方については自宅から最寄りの公共交通機関までの距離が 700m 以上である方を交付要件としていたところを、年齢要件を 70 歳以上に、距離要件を 500m 以上に緩和することといたしました。

【変更内容】

項目	現 在	令和 7 年 4 月 1 日から
利用券 1 枚の金額 (交付枚数 60 枚／年)	公共交通機関からの距離が 1.0km <u>(75歳以上の方は700m) 以上</u> 1.5km未満：300円券 1.5km以上4.0km未満：500円券 4.0km以上：700円券	公共交通機関からの距離が 1.0km <u>(70歳以上の方は500m) 以上</u> 1.5km未満：300円券 1.5km以上4.0km未満：500円券 4.0km以上：700円券